

議案第25号 小松島市指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例について

《全部改正の趣旨》

指定居宅介護支援事業につき本市独自の基準を明確化するため、既存の条例を全部改正するもの。

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

小松島市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例

小松島市指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成30年小松島市条例第14号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第47条第1項第1号、第79条第2項第1号並びに第81条第1項及び第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（指定居宅介護支援等の事業の基準）

第2条 法第47条第1項第1号の条例で定める基準並びに法第81条第1項の条例で定める員数及び同条第2項の条例で定める指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）で定める基準とする。この場合において、同令第29条第2項（同令第30条において準用する場合を含む。）中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

（指定居宅介護支援事業者の指定に係る申請者の基準）

第3条 法第79条第2項第1号の条例で定める者は、法人であって、当該法人の役員等（法第70条第2項第6号に規定する役員等をいう。）が小松島市暴力団排除条例（平成24年小松島市条例第29号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は暴力団員と密接な関係を有する者でないものとする。

附 則